

20 補装具としてのコンタクトレンズ処方の実態調査

1)国立障害者リハビリテーションセンター病院 2)国立障害者リハビリテーションセンター研究所 3)さど眼科
堀 寛爾¹⁾²⁾、山崎 伸也²⁾、白銀 暁²⁾、井上 剛伸²⁾、我澤 賢之²⁾、佐渡 一成³⁾、清水 朋美¹⁾²⁾

【目的】障害者総合支援法に基づく補装具費支給につき、視覚関連補装具には盲人安全つえ、義眼および眼鏡がある。眼鏡には矯正用、遮光用、弱視用と並んでコンタクトレンズが規定されているが、この補装具としてのコンタクトレンズの規定が実情に合わなくなってきた。そこで、将来的な制度改正を目指し現状の把握を目的とした。

【対象と方法】眼科医およびコンタクトレンズメーカーを対象に電子メールによるアンケート調査を行った。眼科医は厚生労働省および国立障害者リハビリテーションセンターが主催している視覚障害者用補装具適合判定医師研修会の修了生のうち、任意参加のメーリングリストに登録している475名、コンタクトレンズメーカーは日本コンタクトレンズ協会に加盟でハードコンタクトレンズを製造している全6社を対象とした。

【結果】眼科医475名中97名(20.4%)から有効回答が得られた。このうち補装具としてのコンタクトレンズを処方した経験のある者は23名(23.7%)で、報告症例数は37例(円錐角膜10例、無虹彩症8例、その他19例)であった。処方経験のない74名のうち処方検討の経験がある者は9名で、19名はコンタクトレンズが補装具の種目に含まれていることを認識していなかった。97名中で最多の72名が指摘した課題は眼科医の認知度が低いことであった。メーカーでは4社から回答があった。耐用年数が長すぎることや自治体ごとに対応が異なることなどが課題として挙げられた。

【考案】以前に我々は自治体を対象にアンケートを施行^{*}している。全国1741の市区町村に対し909自治体から回答があり、支給の妥当性の判断が難しいこと、円錐角膜など難病への対応は特に不明瞭であること、耐用年数が長すぎるため期間の途中で再処方の必要が生じた時の対応が難しいことなどの課題が挙げられていた。今回の眼科医およびメーカーへのアンケートでも挙げられた課題はこれに一致しており、眼科医、メーカー、自治体が同じことで困っており、そのため障害者に対し理想的な対応ができていない実情が浮き彫りになった。現在の主流の製品は酸素透過性の良い素材であり、汚れや傷のためソフトレンズでは1年～1年半、ハードレンズでも2～3年程度で交換すべきとされている。1枚15,400円、耐用年数4年という設定は、コンタクトレンズが補装具の種目として組み込まれた当時の製品であるポリメチルメタクリレート(PMMA)製ハードコンタクトレンズを想定したものであると考えられる。

【結論】補装具としてのコンタクトレンズは製品の素材や種類、機能などが進歩している一方で、制度上は組み込まれた当時のままである。実情に合わせた制度の改定が望まれる。

本研究は国立障害者リハビリテーションセンター倫理審査委員会の承認を得ている。

本研究は第73回日本臨床眼科学会で報告し、論文投稿予定である。

^{*}清水ら、視覚障害者用補装具支給に関する市区町村の現況と課題、日眼会誌123巻1号24-31頁